

(別紙)

「水産加工資金融通措置要綱の運用について」(昭和53年3月18日付け53水漁第927号水産庁長官通知)の一部改正新旧対照表(案)

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
水産加工資金融通措置要綱の運用について				水産加工資金融通措置要綱の運用について			
第1～第7 (略)				第1～第7 (略)			
別記様式第1				別記様式第1			
水産加工施設改善計画書				水産加工施設改善計画書			
年 月 日				年 月 日			
(1) 申請者	住所	〒	主たる水産加工業の種類	(1) 申請者	住所	〒	主たる水産加工業の種類
氏名又は名称 法人にあっては、代表者氏名				氏名又は名称 法人にあっては、代表者氏名			
(2)～(7) 略				(2)～(7) 略			
記載要領(略)				記載要領(略)			
別記様式第2				別記様式第2			
水産加工施設改善実績書				水産加工施設改善実績書			
年 月 日				年 月 日			
(1) 申請者	住所	〒	主たる水産加工業の種類	(1) 申請者	住所	〒	主たる水産加工業の種類
氏名又は名称 法人にあっては、代表者氏名				氏名又は名称 法人にあっては、代表者氏名			
(2)～(7) 略				(2)～(7) 略			

附 則 (令和3年3月26日付け2水漁第1572号)

- この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている様式は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- この通知の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。